

事 務 連 絡  
平成20年12月17日

各地方運輸局企画観光部交通企画課長 殿  
神戸運輸監理部総務企画部企画課長 殿  
沖縄総合事務局運輸部企画室長 殿

総合政策局交通計画課企画調整官

地域公共交通総合連携計画の提出手続の変更について

地域公共交通総合連携計画の提出手続については、平成19年10月1日付事務連絡にて定めたところであるが、別紙のとおり変更するので、関係者に周知されたい。

なお、今後については、書面2部及び電子データの提出をお願いすることとするが、地方運輸局等が1部を保管した上で、書面1部及び電子データを総合政策局交通計画課宛てに送付することとされたい。

総務大臣への提出部数については変更がないので注意されたい。

以 上

(別紙)

## 地域公共交通総合連携計画の提出手続

地域公共交通総合連携計画を作成又は変更した場合には、国土交通大臣には次の方法によって提出していただきますようお願いいたします。なお、このほかに主務大臣として総務大臣への提出が必要ですのでご注意ください。

### 1. 提出先

北海道運輸局企画観光部交通企画課 〒060-0042 札幌市中央区大通西 10	神戸運輸監理部総務企画部企画課 〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1
東北運輸局企画観光部交通企画課 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1	中国運輸局企画観光部交通企画課 〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30
関東運輸局企画観光部交通企画課 〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57	四国運輸局企画観光部交通企画課 〒760-0068 高松市松島町 1-17-33
北陸信越運輸局企画観光部交通企画課 〒950-8537 新潟市中央区万代 2-2-1	九州運輸局企画観光部交通企画課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1
中部運輸局企画観光部交通企画課 〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1	沖縄総合事務局運輸部企画室 〒900-8530 那覇市おもろまち 2-1-1
近畿運輸局企画観光部交通企画課 〒540-8558 大阪府中央区大手前 4-1-76	

なお、主務大臣宛ての文書（別添 1）とともに提出してください。  
また、あわせて地域公共交通総合連携計画の概要（別添 2）も提出されるようお願い

いたします。

2. 提出部数等

書面 2 部及び電子データ

3. 主務大臣宛ての文書

主務大臣宛ての文書には、特に決まった様式はありませんが、参考までに一例を示します（別添 1）。なお、問い合わせ先の記入をお願いいたします。

4. 地域公共交通総合連携計画の概要

地域公共交通総合連携計画の送付にあたっては、概要の提出をお願いいたします。概要の様式は別添 2 のとおりです。

5. 地域公共交通総合連携計画の変更の場合の手続

地域公共交通総合連携計画を変更した場合は、原則として新規作成の場合と同様の提出手続きが必要です。

なお、提出に際しては、変更内容がわかる新旧対照表と、地域公共交通総合連携計画の概要にも変更が生じる場合には、変更後の地域公共交通総合連携計画の概要をあわせて提出してください。

6. 総務大臣への提出

国土交通大臣以外に主務大臣として提出が必要な総務大臣宛ての文書の提出先・提出部数は以下のとおりです。（様式は、国土交通大臣宛ての文書と同様です。）

総務省自治行政局地域振興課

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

2 部（あわせて電子データの提出もある場合は、1 部で可）

<主務大臣宛ての文書の例>

(番号)

(日付)

国土交通大臣 殿

市(区町村)長

市(区町村)地域公共交通総合連携計画の送付について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第7項に基づき、市(区町村)地域公共交通総合連携計画を送付いたします。

問い合わせ先

(住所)

(担当部署)

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

<地域公共交通総合連携計画の概要の様式>

市（区町村）地域公共交通総合連携計画の概要

1. 経緯

平成 年 月 日作成

平成 年 月 日公表

2. 市（区町村）地域公共交通総合連携計画の区域

3. 市（区町村）地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

対外的にPRしたい事項、重点的に取り組む事項を中心に記載して下さい。

4. 市（区町村）地域公共交通総合連携計画の目標

対外的にPRしたい事項、重点的に取り組む事項を中心に記載して下さい。

5. 事業の概要及び事業の実施主体

（記載例）

- ・ 地区（エリア）におけるコミュニティバスの運行（実施主体： 市）
- ・ 鉄道の増便、ダイヤ調整（実施主体： 鉄道株式会社）
- ・ 鉄道の利用促進のためのイベントの実施（実施主体：市民団体（ サポーターズクラブ））  
等

地域公共交通特定事業を定めた場合は、その旨を記載して下さい。

（記載例）道路運送高度化事業 等

6. 計画期間

平成 年～平成 年

7. 法第6条に定める協議会の有無

有（設立年月日、名称： 協議会、構成員：別添）

無

8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

具体的な協議相手先及び協議成立年月日（7.において「有」の場合：7.の協議会による協議成立年月日）

（複数の場合、それぞれ記載して下さい。）

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

（記載例）

協議会に以下の団体からメンバーが参画し、 回にわたって協議会で議論を行った。

- ・ NPO法人
- ・ 市民団体

協議会に参加していない以下の団体からもヒアリングを実施。

- ・ 利用者の会

協議会に、市の公募による市民 人が参画し、 回にわたって協議会で議論を行った。

パブリックコメントを平成 年 月 日から平成 年 月 日まで行い、 件の意見が寄せられた。

10. その他

- ・ 法第7条による提案の有無（有の場合その概要）
- ・ 送付時点において国の支援制度の活用を想定している場合は、その内容 等